

## 東浦町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティの健全な発展を図るため、コミュニティ組織に対する補助金の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、財団法人自治総合センター(以下「センター」という。)が定めるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)で規定するコミュニティ組織等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金事業は、次の各号に定める事業でセンターが認定した事業とする。

- (1) 一般コミュニティ事業
- (2) コミュニティセンター事業
- (3) 地域防災組織育成事業
- (4) 青少年健全育成事業
- (5) 地域の芸術環境づくり事業
- (6) 地域国際化推進事業
- (7) 活力ある地域づくり事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、センターが実施要綱の規定に基づきコミュニティ助成事業助成金として助成決定した額とする。

(補助金の交付時期)

第5条 町長は、補助金の交付を請求されたときは、請求の日から起算して30日以内に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。